

令和 7 年（2025 年）7 月 7 日

市内障害児通所支援事業所

代表者 様

豊中市こども未来部おやこ保健課長

令和 7 年度障害児安全安心対策事業所要額調査について（依頼）

平素は、本市児童福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度「障害児安全安心対策事業」についての国庫補助申請に先立ち、市内事業所における所要額の把握のため、下記のとおり調査を行います。事業実施意向のある事業所におかれましては、期日までに資料をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 障害児安全安心対策事業の概要

① ICT を活用した子どもの見守り支援事業

- ・補助上限額：160,000 円（補助基準額：200,000 円）
※事業者負担（補助基準額の 1/5）があります
- ・ICT を活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。
- ・機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外。
- ・GPS や BLE（Bluetooth Low Energy）により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器であること。

② 登降園管理システム支援事業

- ・適切な登園降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。
- ・端末購入を行わない場合
補助上限額：160,000 円（補助基準額：200,000 円）
※事業者負担（補助基準額の 1/5）があります
- ・端末購入を行う場合
補助上限額：560,000 円（補助基準額：700,000 円）
※事業者負担（補助基準額の 1/5）があります

<対象経費>

- （1）装置・見守り端末等の機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置、据え付け費、工事費を含む）
- （2）登降園管理のためのソフトウェア導入経費
- （3）通信環境機器等の購入にかかる経費（Wi-Fi ルーターなど）
- （4）保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ

対策など）※当該年度分のみ

※インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

2. 回答方法および提出期限 ※実施意向がない場合は回答不要です。

回答方法：メールにて様式第1号別紙（事業計画書）等を送付

※メール受付後、おやか保健課より確認メールを送信します。確認メールを受信できない場合は必ずお電話でお問合せください。

提出期限：令和7年（2025年）7月30日（水）締切

3. 提出資料

- （1）様式第1号別紙（事業計画書）
- （2）機器等のパンフレット及び見積書（PDF ファイルに限る）

4. 事業実施の流れ（予定）

時期（令和7年度）	実施内容	留意事項等
～7月30日（水）	所要額調査 提出	事業所→市
7月下旬	所要額調査結果に基づき、国へ交付申請	市→国
時期未定	国からの内示（市内での優先順位検討） 所要額調査提出事業所へ交付申込提出の依頼	国→市 市→事業所
時期未定	交付申込書 提出	事業所→市
時期未定	交付決定通知（以降、機器購入が可能）	市→事業所
2月頃	実績報告書の提出	事業所→市
3月頃	交付額確定通知書の送付	市→事業所
3月頃	交付請求書の提出	事業所→市
令和8年4月～5月	補助金の支払い	市→事業所
令和9年4月末日まで	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出	全事業所

※スケジュールは国の交付決定スケジュールにより変動します

<留意事項>

- ・事業の実施にあたっては、国からの内示および本市の予算措置が前提となります。今回の所要額調査への回答をもって補助金の交付を確約するものではありませんので、ご了承ください。
- ・本調査の回答内容をもって国庫補助申請をしますので、原則として、本調査締切後の機器等の変更は受け付けません。ただし、販売中止等の事情により申請時の計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合には、交付決定後の購入前に機器等のパンフレット及び見積書を添えて、メールにておやか保健課までご相談ください。

【問合せ先】

〒560-0023 大阪府豊中市岡上の町 2-1-15 すこやかプラザ内
こども未来部 おやか保健課 保健企画係
電話番号：06-6858-2285 担当：中越・橋爪
メール：kodomo-hashien@city.toyonaka.osaka.jp